

議 第 163 号

令和 4 年 9 月 5 日提出

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正について

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 3 号中「有する者」の次に「（以下「所有者等」という。）」を加え、「、当該環境保護地区」を「当該環境保護地区」に改め、同項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） 第 8 条第 1 項の保護協定の締結後 10 年以上を経た場合で、当該協定を締結した所有者等から解除の申出があったとき。

第 7 条第 1 項中「所有者、管理者又はその他の権限を有する者（以下「所有者等」という。）」を「所有者等」に改める。

第 27 条第 2 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

環境保護地区の指定解除等の基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第 18 号） 新旧対照表

改正後（案）	現行
（指定の変更及び解除） 第 6 条 市長は、環境保護地区の指定の変更及び解除（以下「環境保護地区の指定解除等」という。）を次の場合に行うことができる。 （1） 自然災害等によって緑地が消滅した場合 （2） 社会福祉施設、医療施設、道路等の公益上必要な施設の建築、建設等が行われる場合 （3） 相続により環境保護地区の土地の所有者、管理者又はその他の権限を有する者 <u>（以下「所有者等」という。）</u> に変更があった場合で <u>当該環境保護地区</u> を相続した者から経済的な理由により解除の申出があったときその他の規則で定める場合 <u>（4） 第 8 条第 1 項の保護協定の締結後 10 年以上を経た場合で、当該協定を締結した所有者等から解除の申出があったとき。</u> <u>（5） 前各号</u> に定めるもののほか、市長がやむを得ないと特に認める場合 2 前項各号に該当することにより、環境保護地区の指定解除等を行おうとするときは、あらかじめ熊本市環境審議会の意見を聴かなければならない。 3 第 4 条並びに前条第 1 項及び第 2 項の規定は、環境保護地区の指定解除等について準用する。	（指定の変更及び解除） 第 6 条 市長は、環境保護地区の指定の変更及び解除（以下「環境保護地区の指定解除等」という。）を次の場合に行うことができる。 （1） 自然災害等によって緑地が消滅した場合 （2） 社会福祉施設、医療施設、道路等の公益上必要な施設の建築、建設等が行われる場合 （3） 相続により環境保護地区の土地の所有者、管理者又はその他の権限を有する者 _____ に変更があった場合で、<u>当該環境保護地区</u> を相続した者から経済的な理由により解除の申出があったときその他の規則で定める場合 <u>【新設】</u> <u>（4） 前 3 号</u> に定めるもののほか、市長がやむを得ないと特に認める場合 2 前項各号に該当することにより、環境保護地区の指定解除等を行おうとするときは、あらかじめ熊本市環境審議会の意見を聴かなければならない。 3 第 4 条並びに前条第 1 項及び第 2 項の規定は、環境保護地区の指定解除等について準用する。

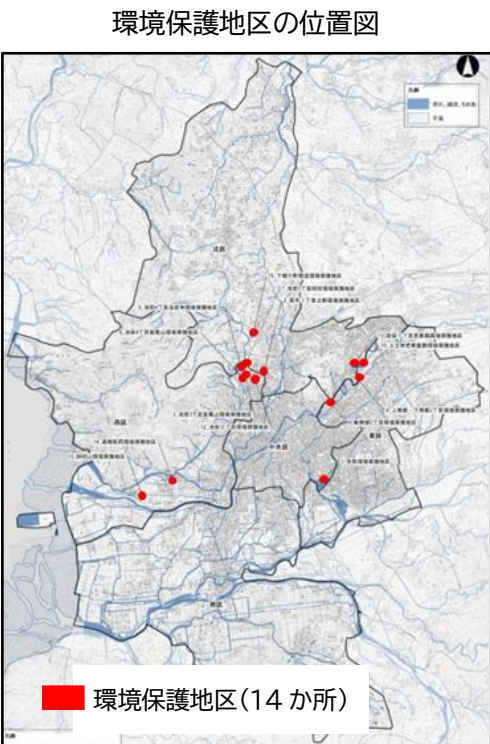
「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」の一部改正について

1. 概要

- 「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例(以下「条例」という。)」に基づき指定する「環境保護地区」の指定解除について、これまで「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則(以下「規則」という。)」で定めていた内容の一部を条例で規定することで、指定解除に関する内容をより明確化するもの。なお、制度自体の変更はない。

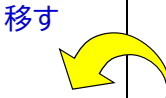
2. 環境保護地区とは

- 条例に基づき、市街地周辺に残された貴重な緑地や自然環境を保全し、後世に引き継ぐことを目的に、市内14か所の緑地を「環境保護地区」として指定。
- 市長は利害関係人及び熊本市環境審議会の意見を聴いて指定。指定解除の際も同様。
- 土地の改変等を行う場合には、事前の届出が必要となり、市長はその届出に関し、指導・勧告ができる。
- 土地所有者等に指定交付金(固定資産税等相当額)、協定協力金(25 円／1 m²)を助成。



条例及び規則の改正案

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例 (平成元年条例第18号)	熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例 施行規則(平成元年規則第47号)
(指定の変更及び解除) 第6条 市長は、環境保護地区の指定の変更及び解除(以下「環境保護地区の指定解除等」という。)を次の場合に行うことができる。 (1) 自然災害等によって緑地が消滅した場合 (2) 社会福祉施設、医療施設、道路等の公益上必要な施設の建築、建設等が行われる場合 (3) 相続により環境保護地区の土地の所有者、管理者又はその他の権限を有する者(以下「所有者等」という。)に変更があった場合で、<u>当該環境保護地区</u>を相続した者から経済的な理由により解除の申出があったときその他の規則で定める場合	(指定の変更及び解除) 第5条 条例第6条第1項第3号に規定する規則で定める場合とは、次の各号のいずれかの場合とする。 (1) 相続により所有者等に変更があった場合で次のいずれかに該当するとき。 ア 当該環境保護地区を相続した者(以下この号において「相続人」という。)から経済的な理由による解除の申出があったとき。 イ 当該相続があった日から5年以上を経過している場合で相続人から解除の申出があったとき。 (2) 売買等により所有者等に変更があった場合で、当該変更から5年以上経過し、当該環境保護地区の新たな所有者等から解除の申出があったとき。
(4) <u>第8条第1項の保護協定の締結後10年以上を経た場合で、当該協定を締結した所有者等から解除の申出があったとき。</u> (5) <u>前各号</u>に定めるもののほか、市長がやむを得ないと特に認める場合 2 前項各号に該当することにより、環境保護地区の指定解除等を行おうとするときは、あらかじめ熊本市環境審議会の意見を聴かなければならない。 3 第4条並びに前条第1項及び第2項の規定は、環境保護地区の指定解除等について準用する。	<u>【削る】</u>



移す